

狭山市入札制度改革推進工程表

●は実施済

番号	取組項目	具体的な取組内容	実施時期									
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1	一般競争入札の拡大	設計額5,000万円以上の工事を対象	●									
		設計額3,000万円以上の工事を対象		●								
		設計額1,000万円以上の工事を対象			●							
		設計額500万円以上の工事を対象									●	
		設計額500万円以上の建設コンサルタント業務等の中から試行								●		
2	電子入札の早期導入	電子入札の段階的拡大(全体の20%)	●									
		電子入札の段階的拡大(全体の40%)		●								
		電子入札の段階的拡大(全体の60%)			●							
		電子入札の段階的拡大(全体の80%)				●						
		電子入札の全面導入					●					
3	総合評価方式の導入	埼玉県総合評価方式実施ガイドラインにより試行 簡易型	●									
		埼玉県総合評価方式実施ガイドラインにより試行 技術提案型								○		
4	ダンピング受注の防止	最低制限価格制度等の改善				●		●			●	●
5	組織体制	入札監視機関の設置		○	設置に向けての研究を継続する							
6	情報公開の推進	インターネットを活用して入札情報を開示	●									
7	ペナルティーの強化	談合等に係る指名停止期間を最低12月とし契約違約金は契約額の20%以上とする	●									

※建設コンサルタント業務等とは、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。